



金 沢 市 公 報

第 2 8 5 7 号

平成28年(2016年)2月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○道路の供用の開始について (道路管理課)	3
●告 示		●公 告	
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業振興課)	4
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	●公営企業告示	
○平成2年告示第49号(保存対象物の指定について)の一部改正について (文化財保護課)	2	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	4
○住民票の写しの無効について (市民課)	3	○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (")	5

告 示

●金沢市告示第34号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

- 金沢市営金沢駅第1自転車駐輪場
- 金沢市営金沢駅第2自転車駐輪場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐輪場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐輪場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場
- 金沢市営表参道自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営兼六園下自転車駐車場

金沢市営武蔵自転車駐車場
 金沢市営森本駅前第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
 金沢市営竪町自転車駐車場
 金沢市営此花町自転車駐車場

2 移動し、保管した自転車等の台数

自転車 244台
 原動機付自転車 2台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成28年1月1日から同月31日まで

4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市此花町3番2号
 公益財団法人金沢まちづくり財団

5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成28年2月12日から同年5月11日まで
 午前10時から午後7時まで

場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第35号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
香林坊地区自転車放置禁止区域	自 転 車	1台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	5台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
未町地内	自 転 車	1台
安江町地内	自 転 車	2台
北安江2丁目地内	自 転 車	1台
福増町南地内	自 転 車	1台
西金沢3丁目地内	自 転 車	3台
北塚町地内	自 転 車	1台
十一屋町地内	自 転 車	1台
西念4丁目地内	自 転 車	1台
西泉1丁目地内	自 転 車	4台
小坂町地内	自 転 車	1台
片町1丁目地内	原 動 機 付 自 転 車	1台

2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

平成28年1月1日から同月31日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成28年2月12日から同年8月11日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第36号

平成2年告示第49号（保存対象物の指定について）の一部を次のように改正する。

平成28年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例（平成元年条例第49号）」を「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）」に、「第10条第1項」を「第35条第1項」に、「金沢市伝統環境保存条例（昭和43年条例第16号）」を「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例（平成元年条例第49号）」に、「附則第2項」を「附則第6項」に改める。

表中「森紙店」を「旧森紙店」に、
金沢市野町1丁目2番34号
森 啓吾 を 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市 に、「金沢市茨木町55番地」を「金沢市茨木町53番地」に改める。

●金沢市告示第37号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条並びに住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第3項の規定により、虚偽の転入届に基づき記載された次の者の住民票を職権で削除したので、当該届出による住民基本台帳の記録に基づき交付した住民票の写しは無効であることを告示します。

平成28年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

住 所	氏 名	生年月日	無効である証明書等
金沢市宝町6番5号（ヒルサイド46・210号）	江尻 徳男	昭和53年1月8日	平成27年6月22日に交付した住民票の写し1通
			平成27年10月20日に交付した住民票の写し1通
			平成27年11月17日に交付した住民票の写し1通
			平成27年12月21日に交付した住民票の写し1通

●金沢市告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年2月12日から同月26日まで一般の縦覧に供します。

平成28年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
森 本 48号	岩 出 町 二 147番 先から	平成28年2月12日
岩 出 町 線 13号	岩 出 町 二 147番 先まで	

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成28年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成28年2月12日から同年3月14日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林局農業振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

平成28年3月15日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

平成28年2月12日から同年3月14日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第5号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年2月12日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成27年10月1日から同年12月31日までの原料の平均価格等

(1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 56,190円

(2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 52,210円

(3) 1トン当たり平均原料価格 56,150円

2 原料価格変動額 33,300円

算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 56,150円（1トン当たり平均原料価格）＝ 33,300円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額-33,300円(原料価格変動額)÷100円×0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から27.31円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

4 平成28年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	220円44銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	218円44銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	205円94銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	204円11銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	199円11銭

●金沢市公営企業告示第6号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年2月12日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

(1) 平成27年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 52,210円

(2) 原料価格変動額 34,100円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格)-52,210円(1トン当たり平均原料価格)=34,100円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額-34,100円(原料価格変動額)÷100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から69.57円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成28年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	404円54銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	395円44銭

2 瑞樹団地供給地点群

(1) 平成27年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 52,210円

(2) 原料価格変動額 34,100円

算式 $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 52,210円(1トン当たり平均原料価格) = 34,100円(100円未満切捨て)$

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 $基準単位料金の額 - 34,100円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から69.57円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成28年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	386円29銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	377円19銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成27年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 52,210円

- (2) 原料価格変動額 34,100円

算式 $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 52,210円(1トン当たり平均原料価格) = 34,100円(100円未満切捨て)$

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 $基準単位料金の額 - 34,100円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から69.57円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成28年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	390円20銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	381円10銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成27年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 52,210円

- (2) 原料価格変動額 34,100円

算式 $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 52,210円(1トン当たり平均原料価格) = 34,100円(100円未満切捨て)$

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 $基準単位料金の額 - 34,100円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から69.57円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成28年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	378円70銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	369円60銭

平成28年(2016年)2月12日 印刷
平成28年(2016年)2月12日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄